

# 生徒心得

## 全般的なこと

生徒は、国際的視野を持ち、平和で民主的な社会の大切な担い手となるために、自らの人格の完成をめざすべく、学校生活において、次の点に心がけること。

1. 勉学に励むこと。
2. 常に心をみがき、心身を鍛え、健康増進につとめること。
3. 物質的な豊かさや便利さにおぼれることなく、基本的な生活習慣を確立すること。
4. 自ら考え、判断し、責任をとることができる生き方や能力を身につけること。
5. 高校生としての品位を保ち、かつ礼儀正しく、さわやかな態度でお互いに接すること。
6. 交際においては、それぞれが相手の人格を尊重し、ともに啓発し合うこと。
7. 働くことを尊び、正しい職業観を身につけること。
8. 公共的なものに対する奉仕の精神や、弱者に対するいたわりの気持ちをもつこと。
9. 校舎やその備品、およびその他公共の物を大切に扱うこと。
10. 学校のすべての行事および生徒会活動に、積極的に参加すること。

## 環境の美化について

1. 校舎、設備、備品等の公共物を大切にし、常に整理や清掃をして美化に心がけること。また、清掃担当区域には責任を持つこと。
2. 学校の用具は担当の先生の許可を得て使用し、使用後はすみやかに返却して所定の場所に整備して置くこと。
3. ゴミは、正しく分別して所定の場所に捨てること。
4. 下足、傘、自転車は所定の場所に置くこと。

## 服装、頭髪等について

1. 制服  
学校指定の制服を着用すること。また、制服の改造をしないこと。
2. 靴下・ストッキング（タイツ）  
靴下は無地の白色、黒色、紺色であること。ワンポイントは可。ルーズソックス、ニーハイソックスは不可。ストッキング（タイツ）は黒色又は肌色であること。模様編みは不可。
3. 防寒具類  
コート類、マフラー、手袋などは高校生にふさわしい色やかたちであること。
4. 頭髪  
高校生として面接試験を受けるにふさわしい髪型であること。頭髪に対して、パーマ染色、脱色などの加工および奇抜な髪型は禁止。

5. 化粧、アクセサリ類

化粧、カラーコンタクトおよびピアス、ネックレスなどのアクセサリ類は禁止。

6. 靴、内履き

通学用の靴は、黒、茶、紺色を基調としたものとする。スポーツシューズは可。校内の内履きはズック、スリッパとも学校指定のもの。

7. カバン

通学用のカバンは、高校生にふさわしい色や形であること。

8. 実習・体育関係

学校の授業で使用する実習服、体操服等はすべて学校指定のものとする。

### 貴重品の管理について

学校に必要なでないお金や高価なもの、不必要なものを持ってこないこと。財布や貴重品は、S Tの時に担任に預けるか、常に身につけること。

### スマートフォン（携帯電話）について

スマートフォンは朝のS T時から最終授業時限まで学校に預けること。緊急で使用したい場合は、担任に申し出る。また、家からの緊急連絡は学校にしてもらうこと。

### 願出・届出について

1. 欠席する場合は、始業までに保護者から学校に連絡すること。（可能な限り、「欠席・遅刻連絡フォーム」を利用すること）

病気欠席が長期に及ぶ場合は、必要に応じて医師の診断書を提出。なお、法に定められた伝染病（インフルエンザ等）の場合は出席停止とし、その際は「学校感染症報告書」を提出すること。

2. 早退、欠課、外出等は、クラス担任に届け出て所定の手続きをとること。
3. 休学、復学、退学、転学を希望する者は、所定の願書に保護者連署のうえ、必要書類を添えて、クラス担任を通じて学校長に願い出て、許可を受けること。  
なお、病気による休学の場合は、医師の診断書が必要である。
4. 下宿して通学しようとする者は、所定の願書に必要事項を記入して生徒支援部に願い出て、許可を受けること。
5. 家族および住所に異動があれば、速やかにクラス担任に届け出ること。
6. 校舎および備品を破損あるいは紛失したときは、生徒支援部に届け出て、その指示を受けること。
7. 放送、ポスターなどの掲示を行う時は、生徒支援部に届け出ること。また、指示された掲示期間を守ること。
8. 下校時刻は午後6時15分とし、以後居残る場合には、関係教師の同席を必要とする。

9. 自転車による通学を希望する者は、生徒支援部に願い出て、許可を受けること。
10. アルバイトを希望する者は、生徒支援部に願い出て、許可を受けること。  
(「アルバイトについての規定」－入学のしおり参照)
11. 服装等において、規定以外のものをやむを得ず使用しなければならない場合は、生徒支援部に願い出て、許可を受けること。